「災害時等における人員輸送車両の運行業務に関する協定」締結の公示

令和　７年　２月２６日
東北地方整備局長
西村　拓

「災害時等における人員輸送車両の運行業務に関する協定」の締結を希望する者の公募を次のとおり公示します。

記

１　業務内容
　災害時等（地震・大雨等の自然災害及び水質事故等の人為災害等。これらを想定した防災訓練等を含む。）における人員輸送車両の運行業務（運転業務及び運転業務に付随する業務（災害時等における緊急的な補助業務を含む。））。

２　協定期間
　協定締結の日から令和１０年３月３１日までの間とする。

３　協定の締結を希望する者に必要な資格に関する事項
（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
（２）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号。以下「労働者派遣法」という。）に定める労働者派遣事業者であること。
（３）派遣を受ける運転員の資格は、次の各号のいずれにも該当していることとする。
一　原則として、過去１年以内に運転免許停止処分を受けていないこと。
二　人員の輸送に係る運行業務の実績について３年以上の経験があること又は第二種運転免許を有していること。
（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（（５）の書類を提出している者を除く。）。
（５）協定の締結を希望する者が会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定を受けた者であること。
　なお、これに該当する場合には、次に掲げる書類を提出すること。
ア　更生手続開始決定書の写し又は再生手続開始決定書の写し
イ　許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類の写し
（６）東北地方整備局管内に本店又は支店・営業所があり、本業務を行おうとする県で営業を行っていること。

（７）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

４　協定締結申請書関係説明資料の交付期間、場所及び方法

令和７年２月２６日から随時、東北地方整備局において書面又は電子データにより交付する。

なお、電子メールによる交付を希望する者は、事前に電話で申し出ること。

５　提出書類

（１）災害時等における人員輸送車両の運行業務に関する協定締結申請書（様式１）

（２）添付書類

①　労働者派遣法第８条に基づく労働者派遣事業の許可証の写し

②　会社等概要（様式２）又はこれに類する書類（パンフレット等）

③　派遣可能な運転業務従事者数（様式３）

運転員経験実績別内訳と運転免許証の区分及び種類別内訳を記載したもの。

④　参考見積（様式４）

６　協定を締結する者を特定するための審査基準

上記５により提出された書類により審査を行う。

７　協定締結申請書の提出期限、場所及び方法

随時受付とし、東北地方整備局に書面又は電子データにより提出すること。

なお、電子メールにより提出する場合は、事前に電話で申し出ること。

８　その他

（１）提出された協定締結申請書類は返却しない。ただし、申請を撤回する場合は、申請書類の提出日から起算して７日（「休日」は含まない。)以内に申し出ることとする。なお、この場合これらを理由に不利益な取扱いはしない。

（２）問い合わせ先

別紙１に記載の東北地方整備局

別紙１

説明資料交付及び申請書提出場所

東北地方整備局
〒980-8602　仙台市青葉区本町三丁目 3-1　　電話 022-225-2171
仙台合同庁舎Ｂ棟
担当　　防災室　課長補佐

協定締結申請書関係説明資料

件名：災害時等における人員輸送車両の運行業務

令和７年２月
国　土　交　通　省
東　北　地　方　整　備　局

東北地方整備局の「災害時等における人員輸送車両の運行業務」の協定の締結に係る公示文（令和７年２月２６日付け）に基づく手続については、関係法令に定めるもののほか、本協定締結申請書関係説明資料（以下「資料」という。）によるものとする。

１　協定手続を行う者

東北地方整備局長　西村　拓

２　業務内容

災害時等（地震・大雨等の自然災害及び水質事故等の人為災害等。これらを想定した防災訓練等を含む。）における人員輸送車両の運行業務（運転業務及び運転業務に付随する業務（災害時等における緊急的な補助業務を含む。））。

３　協定期間

協定締結の日から令和１０年３月３１日までの間とする。

４　協定の締結を希望する者に必要な資格に関する事項

（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

（２）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号。以下「労働者派遣法」という。）に定める労働者派遣事業者であること。

（３）派遣を受ける運転員の資格は、次の各号のいずれにも該当していることとする。

一　原則として、過去１年以内に運転免許停止処分を受けていないこと。

二　人員の輸送に係る運行業務の実績について３年以上の経験があること又は第二種運転免許を有していること。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（（５）の書類を提出している者を除く。）。

（５）協定の締結を希望する者が会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定を受けた者であること。

なお、これに該当する場合には、次に掲げる書類を提出すること。

ア　更生手続開始決定書の写し又は再生手続開始決定書の写し

イ　許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類の写し

（６）東北地方整備局管内に本店又は支店・営業所があり、本業務を行おうとする県で営業を行っていること。

（７）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、

国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5　提出書類

（１）災害時等における人員輸送車両の運行業務に関する協定締結申請書（様式１）

（２）添付書類

①　労働者派遣法第８条に基づく労働者派遣事業の許可証の写し

②　会社等概要（様式２）又はこれに類する書類（パンフレット等）

③　派遣可能な運転業務従事者数（様式３）
運転員経験実績別内訳と運転免許証の区分及び種類別内訳を記載したもの。

④　参考見積（様式４）

6　協定を締結する者を特定するための審査基準

上記５により提出された書類により審査を行う。

7　協定締結申請書の提出期限、場所及び方法

随時受付とし、東北地方整備局に持参、郵送（書留郵便に限る。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メールにて提出すること。

なお、電子メールにより提出する場合は、事前に電話で申し出ること。

8　その他

（１）提出された協定締結申請書類は返却しない。ただし、申請を撤回する場合は、申請書類の提出日から起算して７日（「休日」は含まない。)以内に申し出ることとする。なお、この場合これらを理由に不利益な取扱いはしない。

（２）問い合わせ先

別紙１に記載の東北地方整備局

別紙１

申請書提出場所及び問い合わせ先

東北地方整備局
〒980-8602　仙台市青葉区本町三丁目 3-1　　電話 022-225-2171
仙台合同庁舎Ｂ棟
担当　防災室　課長補佐

（様式１）

令和　　年　　月　　日

国土交通省 東北地方整備局長
西村　拓　様

（申請者）
郵 便 番 号
住　　所

商号又は名称
代 表 者 氏 名

担 当 者 氏 名
電 話 番 号

災害時等における人員輸送車両の運行業務に関する協定締結申請書

災害時等における人員輸送車両の運行業務に関する協定の締結を希望しますので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び関係書類の記載事項については、事実と相違しないことを誓約します。

（様式２）

会　社　等　概　要

<table>
<tr><td>商号又は名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>創業開始年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>資本金等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>事業内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>特色</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">過去５年間の社会的信用失墜行為の有無</td><td>発生年月日</td><td>内　容</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>主な営業区域</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>役員数</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>従業員数</td><td colspan="2">正社員　　名、　準社員　　名、　パート　　名、
その他　　名</td></tr>
</table>

（様式３）

派遣可能な運転業務従事者数

派　遣　可　能　者	名

（運転員経験実績別内訳）

５年未満	名
５年以上１０年未満	名
１０年以上１５年未満	名
１５年以上２０年未満	名
２０年以上２５年未満	名
２５年以上	名

（運転免許証の区分及び種類別内訳）

第一種運転免許

大型自動車免許	名
中型自動車免許	名
普通自動車免許	名
大型特殊自動車免許	名

第二種運転免許

大型自動車第二種免許	名
中型自動車第二種免許	名
普通自動車第二種免許	名
大型特殊自動車第二種免許	名

（様式４）

令和　　年　　月　　日

参　考　見　積

東北地方整備局長　あて

商号又は名称
代 表 者 氏 名

【契約希望単価(実働１名／１時間　※消費税含む）】

区　分	種　　別	単　　位	希望単価
平　日	業 務 時 間	１時間当たり	円
	業務時間外	１時間当たり	円
	業務時間外（２２時～５時)	１時間当たり	円
	宿泊を伴う場合	一泊当たり	円
休　日	業 務 時 間	１時間当たり	円
	業務時間外	１時間当たり	円
	業務時間外（２２時～５時)	１時間当たり	円
	宿泊を伴う場合	一泊当たり	円
その他の経費			円
			円
			円
（備考）			

※本書式記載の見積額は、あくまで参考見積であり、契約単価については、個別契約締結までに別途協議を行います。

※その他条件など特記事項があれば、備考欄に記載してください。